

(11) 土壌汚染対策法に基づく要措置区域、形質変更時要届出区域

計画路線周辺では、表 3.2-21 に示すとおり、「土壌汚染対策法」(平成 14 年 5 月 29 日 法律第 53 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき神奈川区で 1 地点が要措置区域に、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき港北区で 2 地点が形質変更時要届出区域に指定されています(平成 23 年 2 月現在)。要措置区域及び形質変更時要届出区域の位置を図 3.2-13 に示します。

表 3.2-21 土壌汚染対策法に基づく要措置区域、形質変更時要届出区域

区 域	指定 番号	指定年月日	所在地(地番)	概 況	面 積 (m <sup>2</sup> )	指定基準に適合しない 特定有害物質	地下水汚染 の有無
要措置区域 <sup>1</sup>	指-14 <sup>3</sup>	H21.12.04 (H22.4.23)	神奈川区六角橋 5 丁目 539 番の一部	工場敷地	118.85	1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン テトラクロロエチレン トリクロロエチレン	不明
形質変更時要 届出区域 <sup>2</sup>	指-10	H20.01.15	港北区新羽町字久保ノ 谷 2269 番 2、2270 番 6 及び 2600 番 8 の各全部 並びに 2269 番 3 及び 2270 番 3 の各一部	工場跡地	275.6	トリクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン	無
	指-11	H20.04.25	港北区新吉田町字神隠 6061 番 1 の一部	工場敷地	809.44	トリクロロエチレン	無

1 要措置区域

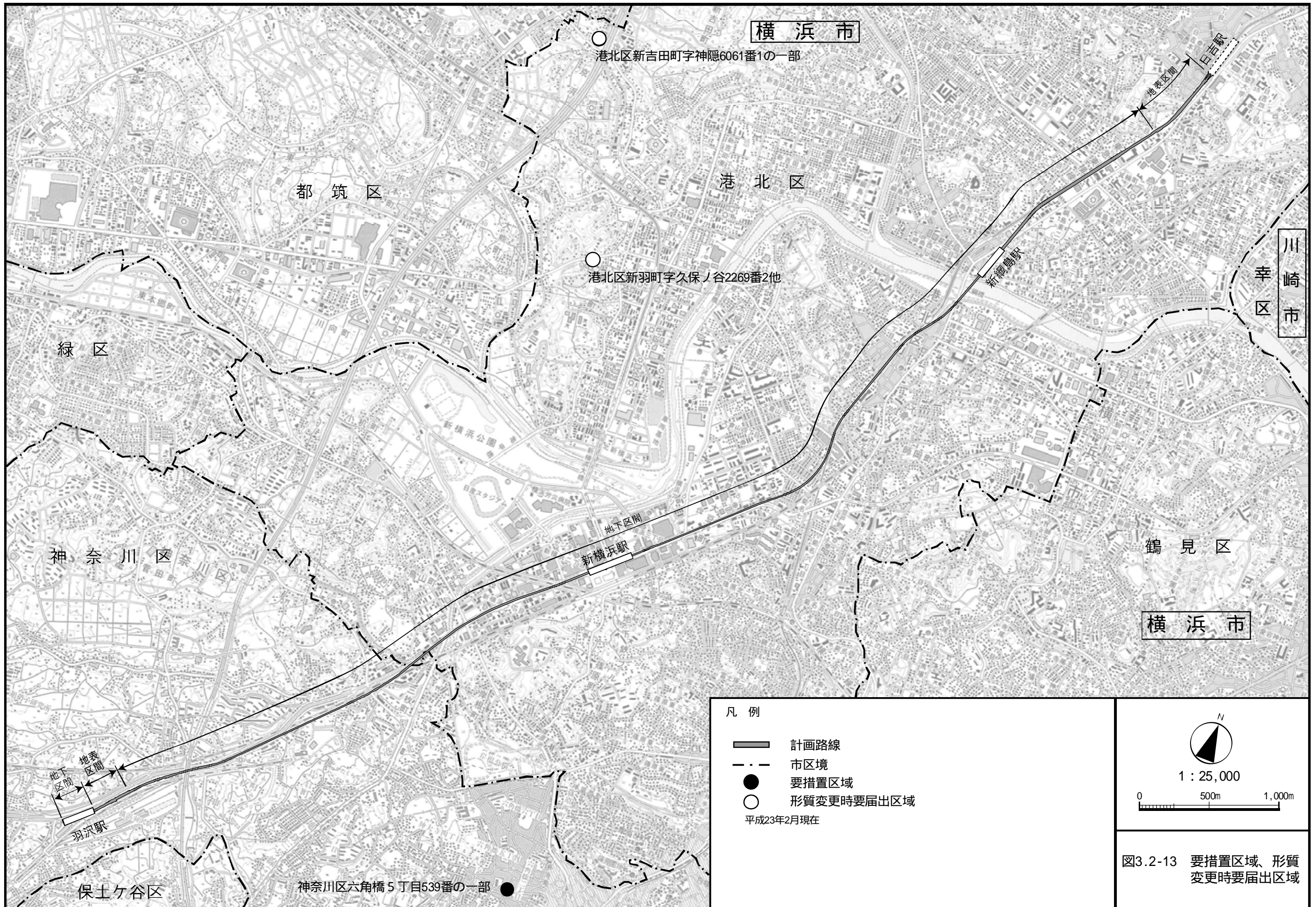
要措置区域とは、土壌汚染の人への摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域のことを言います。

2 形質変更時要届出区域

形質変更時要届出区域とは、土壌汚染の人への摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域のことを言います。(ただし、土地の形質変更時に、都道府県知事に対し計画の届出が必要となります。)

3 指-14 は、平成 22 年 4 月 23 日に形質変更時要届出区域から要措置区域へ指定替えをしました。



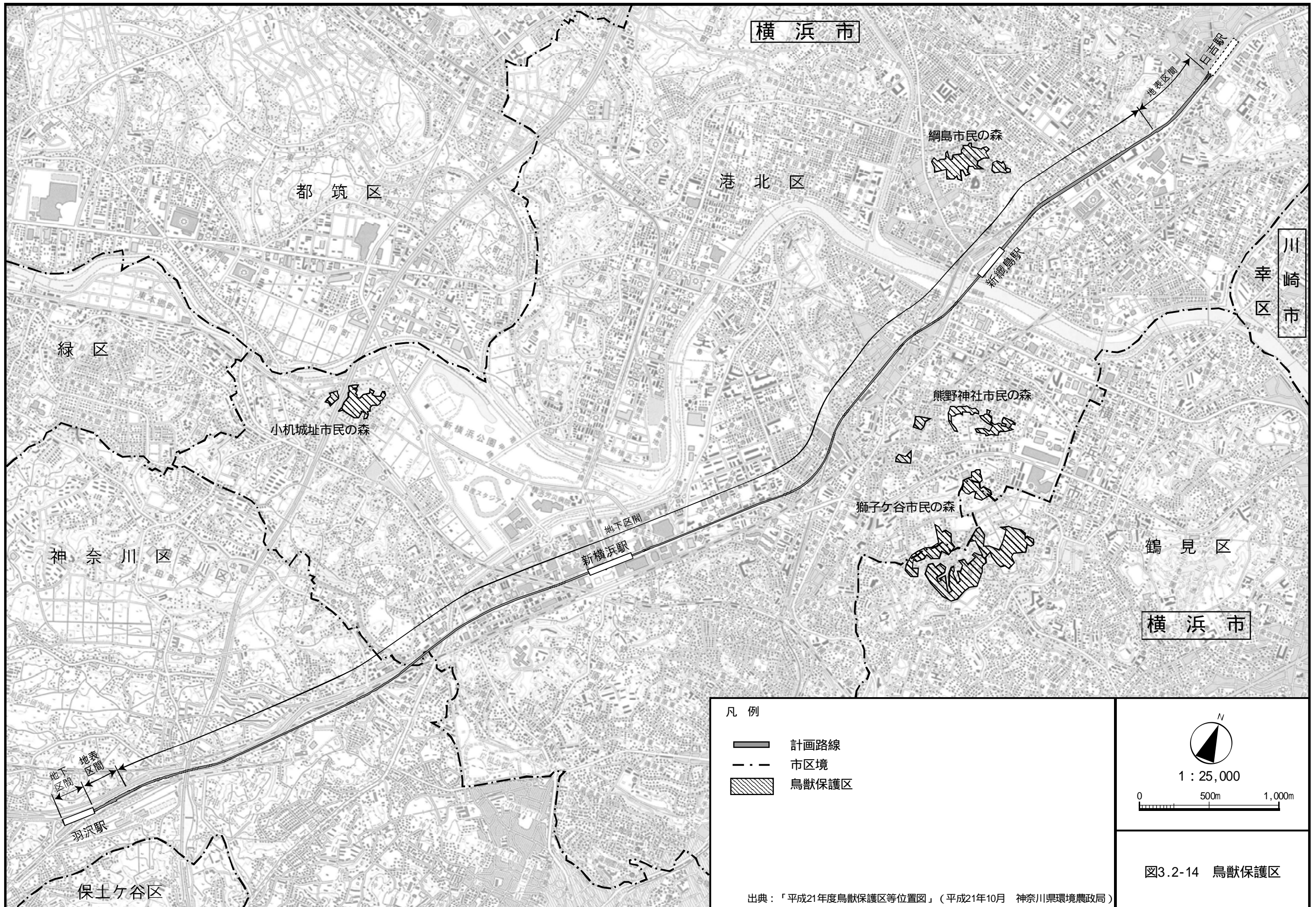




- (12) 絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区  
計画路線周辺には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日 法律第75号)に基づき指定された野生生物の生息地及び生息地等保護区は存在しません。
- (13) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区等  
計画路線周辺における「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(平成14年7月12日 法律第88号)に基づく鳥獣保護区の指定状況は、図3.2-14に示すとおりです。  
計画路線周辺では、「熊野神社市民の森」、「綱島市民の森」、「獅子ヶ谷市民の森」、「小机城址市民の森」の4地区が鳥獣保護区として指定されています。
- (14) 自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域  
計画路線周辺には、「自然環境保全法」(昭和47年6月22日 法律第85号)に基づく「原生自然環境保全地域」及び「自然環境保全地域」は存在しません。
- (15) 神奈川県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域  
計画路線周辺には、「神奈川県自然環境保全条例」(昭和47年10月21日 神奈川県条例第52号)に基づく「自然環境保全地域」は存在しません。
- (16) 都市緑地法に基づく特別緑地保全地区  
計画路線周辺における「都市緑地法」(昭和48年9月1日 法律第72号)に基づく「特別緑地保全地区」の指定状況は、図3.1-27(P.3.1-85)に示すとおりです。  
計画路線周辺では、「大倉山緑地保全地区」、「獅子ヶ谷・師岡緑地保全地区」、「大曽根台緑地保全地区」、「日吉緑地保全地区」、「小机城址特別緑地保全地区」、「熊野神社特別緑地保全地区」が存在します。
- (17) 首都圏近郊緑地保全法に基づく首都圏近郊緑地保全区域  
計画路線周辺には、「首都圏近郊緑地保全法」(昭和41年6月30日 法律第101号)に基づく「首都圏近郊緑地保全区域」は存在しません。
- (18) 自然公園法に基づく公園  
計画路線周辺には、「自然公園法」(昭和32年6月1日 法律第161号)に基づく「国立公園」、「国定公園」及び神奈川県立自然公園条例(昭和34年4月1日 神奈川県条例第6号)に基づく「県立自然公園」は存在しません。











(19) 都市計画法に基づく風致地区

計画路線周辺における「都市計画法」(昭和43年6月15日 法律第100号)に基づく「風致地区」の指定状況は、表3.2-22及び図3.1-27(P.3.1-85)に示すとおりです。

計画路線周辺には、「日吉風致地区」及び「峰沢・常盤台風致地区」が存在します。

表3.2-22 風致地区の概要

名称	地区の概要	面積(ha)
日吉	慶應義塾大学を主体として日吉緑地保全地区を含む良好な住宅地を取り入れた区域である。	57
峰沢・常盤台	横浜国立大学を南に配し、北に落葉広葉樹の良好な樹林地が続く区域である。	79

出典：「風致地区の手引」(平成22年9月 横浜市建築局)

(20) 文化財保護法等に基づく名勝又は天然記念物

計画路線周辺には「文化財保護法」(昭和25年5月30日 法律第214号)に基づき指定された天然記念物は存在しませんが、「神奈川県文化財保護条例」(昭和30年4月1日 条例第13号)に基づき県指定天然記念物として指定されている「師岡熊野神社の社叢林」や、「横浜市文化財保護条例」(昭和62年12月25日 条例第53号)に基づき指定された史跡・文化財等が存在します。

計画路線周辺の史跡・文化財等の状況は表3.2-23に、埋蔵文化財等の状況は表3.2-24に、その位置は図3.2-15に示すとおりです。

表3.2-23 史跡・文化財等一覧

番号	名称	種別	区分	指定年月
A-1	西方寺本堂、山門、鐘楼	建造物	市指定文化財	平成9年11月4日
A-2	飯田家住宅(主屋、表門)	建造物	市指定文化財	平成6年11月1日
A-3	雲松院本堂・山門	建造物	市指定文化財	平成7年11月1日
A-4	石造龍吐手水鉢	建造物 (石造)	市指定文化財	平成6年11月1日
A-5	横浜市大倉山記念館	建造物	市指定文化財	昭和63年11月1日
B-1	注大般涅槃経巻第十九 木造阿弥陀如来坐像	美術 工芸品	国指定文化財 県指定文化財	昭和24年指定 昭和44年12月2日
B-2	天童小参抄(下巻)	美術 工芸品	市指定文化財	平成元年12月25日
B-3	板絵著色山桜図 安藤広重筆	美術 工芸品	県指定文化財	昭和33年1月14日
C-1	綱島古墳	史跡	市指定史跡	平成元年12月25日
C-2	旗本笠原家の墓所	史跡	市登録文化財	平成6年11月1日
C-3	師岡熊野神社の社叢林	天然 記念物	県指定天然記念物	平成3年3月30日
C-4	師岡貝塚	史跡	市指定史跡	昭和63年11月1日
C-5	いの池(いのちの池の一つ)	史跡	市登録文化財	昭和63年11月1日
E-1	師岡熊野神社の筒粥	無形 民俗	市指定文化財	平成6年指定
H-1	中澤高枝邸	建造物	歴史的建造物	平成6年認定

出典：「横浜市文化財地図」(平成15年3月 横浜市教育委員会)

表 3.2-24(1) 埋蔵文化財等一覧(神奈川県(1))

遺跡番号	所在地	種類	規模(m)	時代・時期	備考
神-2	菅田町229付近	散布地		縄文・古墳	
神-3	菅田町1219, 1337, 羽沢町1282, 1423, 1431付近	散布地		先土器・縄文	農地改良事業により整地化、台地縁辺部に礫群
神-4	羽沢町1124付近	貝塚		縄文(前期)	供養塔貝塚(位置未確定)、破壊
神-6	羽沢町656付近	散布地	400×120	縄文(早期)	
神-7	菅田町1570付近	散布地		縄文(中・後期)・古墳	破壊
神-8	菅田町1553付近	貝塚	120×70	縄文(中期)	菅田利倉貝塚、昭和54年調査、住居跡・貝層(縄文中期)、破壊
神-9	菅田町1622付近	集落跡・塚	200×100	縄文(中期)	市営菅田住宅内遺跡、港-178は同一遺跡
神-10	菅田町881付近	包含地	200×100	縄文(早・前・中・後期)	日向根遺跡、昭和46年調査、破壊
神-11	菅田町1857付近	散布地	250×150	縄文(中期)	
神-12	菅田町2288付近	貝塚・包含地	230×150	縄文(前期)	稲荷山貝塚(下菅田貝塚)
神-13	菅田町2552付近	散布地	300×270	古墳～平安	
神-14	菅田町2499付近	散布地	200×130	縄文(後期)・弥生(後期)	
神-15	菅田町2652付近	散布地	200×70	弥生	
神-16	菅田町2708付近	富士塚		近世	熊野堂の富士塚
神-17	菅田町2721付近	散布地	150×100	弥生(中・後期)	
神-18	三枚町81付近	集落跡	250×120	縄文(早・前・中期)・弥生(後期)・古墳	三枚町遺跡、昭和61年調査、左記各時代時期の遺構群、一部破壊
神-19	菅田町2017付近	集落跡	350×200	縄文(中期)・古墳(後期)	菅田中学校敷地内遺跡、昭和52年調査、住居跡(縄文中期)
神-20	菅田町2090付近	散布地	330×330	縄文(早・中・後期)	
神-21	片倉町290付近	火葬墓		奈良～平安?	蔵骨器
神-22	片倉町373付近	散布地	280×130	縄文(中期)・弥生	
神-23	片倉町410付近	散布地		縄文	破壊
神-24	六角橋五丁目33付近	火葬墓		室町時代	蔵骨器、横浜ゴルフクラブ場内、破壊
神-25	羽沢町1014付近	集落跡 十三塚	200×70	縄文(中期)・中世	菅田・羽沢農業専用地区遺跡、昭和47年調査、住居跡・炉跡(縄文)、十三塚は三基現存
神-26	羽沢町979付近	塚		(不明)	
神-27	羽沢町917付近	富士塚	D-15, H-3	近世	羽沢の富士塚
神-28	羽沢町915付近	集落跡		縄文(中・後期)	県営羽沢団地内遺跡、昭和63年・平成元年調査、炉穴・住居跡(縄文)、一部破壊
神-29	三枚町583付近	散布地	180×70	縄文(草創・早・前・中期)	県営羽沢東団地内遺跡、平成6・8年調査、土壇・集石(縄文)
神-30	三枚町566付近	散布地	120×140	縄文	
神-31	三枚町538付近	散布地	250×50	(不明)	
神-32	片倉町75付近	集落跡		縄文(早・前期)	県営片倉団地内遺跡、昭和62年・平成元・3年調査、住居跡(縄文前期)
神-33	片倉町640付近	集落跡	600×400	縄文(早・前・中・後期)	平尾台貝塚、昭和58年調査・報告の平台北遺跡群を含む住居跡、炉穴(縄文)
神-34	片倉町761付近	貝塚・散布地		縄文(後期)	長山貝塚、大部分破壊
神-35	羽沢町672付近	散布地	300×100	(不明)	
神-36	羽沢町854付近	散布地	100×100	縄文	
神-37	羽沢町658付近	散布地	250×220	(不明)	
神-38	羽沢町814付近	散布地	220×120	縄文(早期)	
神-39	羽沢町255付近	散布地		(不明)	新横浜貨物線の羽沢貨物駅工事により破壊
神-40	羽沢町57付近	集落跡		縄文(早・前・中期)	天屋遺跡、平成2年調査、保土ヶ谷区へ連なる
神-41	三枚町736・759・777付近	散布地		縄文(中期)	

出典：「横浜市文化財地図」(平成15年3月 横浜市教育委員会)

表 3.2-24(2) 埋蔵文化財等一覧(神奈川区(2))

遺跡番号	所在地	種類	規模(m)	時代・時期	備考
神-42	神大寺三丁目5付近	猟場		縄文(早・前・中・後期)	片倉町遺跡、昭和48年調査、炉穴・土壇(縄文)
神-43	神大寺二丁目23付近	散布地		縄文	破壊
神-44	神大寺二丁目11付近	貝塚・集落跡		縄文(後期)	神大寺貝塚、昭和46年調査、大部分破壊、一部自然山林保存地区内
神-65	羽沢町370付近	散布地	450×200	縄文(中・後期)	宅地化進行中
神-66	羽沢町234付近	散布地	50×50	(不明)	

出典：「横浜市文化財地図」(平成15年3月 横浜市教育委員会)

表 3.2-24(3) 埋蔵文化財等一覧(港北区(1))

遺跡番号	所在地	種類	規模(m)	時代・時期	備考
港-18	日吉本町五丁目43付近	集落跡	400×200	弥生(中・後期) 一首墳・奈良・平安	森戸原遺跡、昭和46・47年調査、左記時代時期の集落跡、破壊
港-19	日吉本町五丁目59付近	古墳		古墳	詳細不明
港-20	日吉本町五丁目54付近	散布地	100×70	弥生・古墳以降	宅地化により一部破壊
港-21	日吉本町五丁目62付近	散布地	100×90	弥生(後期)・古墳以降	宅地化により一部破壊
港-22	日吉本町五丁目67付近	横穴墓		古墳(後期)	桧入横穴古墳、昭和46年調査、横穴墓28基、宅地化により破壊
港-30	日吉本町二丁目29付近	散布地	100×50	縄文(早・中期)・中世	火葬墓、破壊
港-31	日吉本町二丁目42付近	散布地	100×100	弥生(中・後期)	宅地化により一部破壊
港-32	日吉本町二丁目41付近	横穴墓		古墳(後期)	金蔵寺裏横穴墓群
港-36	日吉二丁目26付近	古墳	D-20	古墳(後期)	矢上古墳(円墳)、昭和11年調査、宅地化により破壊
港-37	日吉本町一丁目38付近	散布地	130×100	弥生(後期)・古墳以降	宅地化により大部分破壊
港-38	日吉本町一丁目45付近	集落跡		古墳(後期)	慶應普通部構内遺跡、昭和29年調査、住居跡(古墳後期)、破壊
港-39	日吉本町一丁目30付近	貝塚	200×100	縄文(前期)・弥生(後期)	箕輪貝塚、宅地化により大部分破壊
港-40	日吉本町三丁目5付近	包含地	170×70	縄文(早期)・弥生(後期)	殿袋遺跡、宅地化により大部分破壊
港-41	箕輪町三丁目17付近	散布地	200×100	縄文(早期)・弥生(後期)・古墳以降	大聖院裏
港-42	日吉三丁目9付近	散布地	150×80	弥生・古墳以降	慶應義塾大学工学部敷地内、大部分破壊
港-44	日吉三丁目13付近	散布地		(不明)	宅地化により大部分破壊
港-45	日吉四丁目1付近	散布地・古墳	150×110	縄文(前期)・弥生(後期)・古墳・古墳以降	日吉台遺跡(日吉台1号墳)、慶應義塾大学敷地内、破壊
港-46	日吉四丁目1付近	集落跡	200×100	弥生(後期)・古墳以降	慶應義塾大学敷地内、破壊
港-47	日吉四丁目665付近	集落跡	100×70	弥生(後期)	日吉遺跡、住居跡(弥生)、慶應義塾大学敷地内、破壊
港-48	日吉四丁目1付近	集落跡・古墳・城跡	150×120	弥生(後期)・古墳(後期)・古墳以降	日吉台遺跡(日吉台2号墳)、矢上城、慶應高校野球場敷地内、破壊
港-49	日吉四丁目1付近	散布地・古墳・城跡	150×100	縄文(前期)・弥生(後期)・古墳・古墳以降	日吉台遺跡(日吉台3号墳・円墳)、昭和25年調査、中田加賀館跡、大部分破壊
港-50	日吉四丁目1-3付近	集落跡	200×180	弥生(後期)・古墳以降	慶應義塾高校敷地内、大部分破壊
港-51	日吉四丁目1付近	集落跡	250×100	弥生(後期)・平安	欠山遺跡、大部分破壊
港-52	日吉五丁目12-4付近	横穴墓		古墳(後期)	
港-53	日吉五丁目2-11付近	横穴墓		古墳(後期)	神社境内
港-54	箕輪一丁目14付近	集落跡横穴墓	140×120	弥生末～古墳	諏訪下北遺跡、昭和61～62年調査、住居跡(弥生後期・古墳前期)、横穴墓17基、大部分破壊

出典：「横浜市文化財地図」(平成15年3月 横浜市教育委員会)

表 3.2-24(4) 埋蔵文化財等一覧(港北区(2))

遺跡番号	所在地	種類	規模(m)	時代・時期	備考
港-59	新吉田町5869付近	集落跡	300×200	縄文(早・前・中・後期)	豊屋の上遺跡、平成2～3・5～6年調査、縄文中期の集落跡他、大部分破壊
港-60	新吉田町5264付近	散布地	150×60	縄文(中期)・古墳・歴史	
港-61	新吉田町5862付近	富士塚		近世	新吉田富士塚
港-62	新吉田町5852付近	散布地	90×40	縄文	
港-63	新吉田町4070付近	集落跡	350×180	縄文(前・中期)・弥生(後期)・古墳(前・後期)・奈良・平安	中里遺跡(昭和44年調査)、中里遺跡C地点(昭和45年調査)、住居跡(縄文・首墳・奈良・平安)
港-64	新吉田町4249付近	散布地	170×120	縄文(前期)・弥生(後期)・古墳・中世	円応寺裏
港-65	新吉田町4150付近	集落跡	170×100	縄文(早・前・中期)・弥生(後期)・古墳・歴史	
港-66	新吉田町4200付近	散布地・塚	110×90	縄文(前・中期)・歴史	土取りによる破壊
港-67	新吉田町4300付近	包含地	150×100	縄文(早・中期)・弥生(後期)・古墳(前期)・歴史	
港-68	新吉田町4230付近	散布地	100×80	縄文(早・中期)・古墳以降	土取りによる破壊
港-69	新吉田町5794付近	散布地	110×70	古墳・歴史	宅地化により一部破壊
港-70	新吉田町5757付近	散布地	100×60	縄文(前期)・弥生(後期)・古墳	
港-71	新吉田町3660付近	散布地	120×100	縄文・古墳以降	
港-72	新吉田町3785付近	散布地	300×150	縄文(前・中期)・古墳以降・中近世	宅地化により大部分破壊
港-73	新吉田町3802付近	横穴墓		古墳(後期)	新吉田町四ツ家横穴墓B群、昭和63年調査、横穴墓1基
港-74	新吉田町962付近	横穴墓		古墳(後期)	新吉田町四ツ家横穴墓群、昭和62年・平成元年調査、横穴墓8基
港-75	新吉田町1006付近	集落跡	280×150	縄文(早・中期)・弥生(後期)・古墳・奈良・平安	宅地化により一部破壊
港-76	新吉田町5747付近	散布地	130×60	縄文(早・前・中・後期)・弥生(後期)	宅地化により一部破壊
港-77	新吉田町5484付近	散布地	230×100	縄文(前期)・弥生(後期)・歴史	
港-78	新吉田町3445付近	集落跡	380×170	縄文(早・前・中期)・弥生(後期)・古墳(前・後期)・奈良・平安	若雷神社遺跡
港-79	新吉田町3654付近	横穴墓?		古墳(後期)	破壊
港-80	新吉田町5556付近	塚?	D-10	(不明)	
港-81	新吉田町5530付近	集落跡	100×50	縄文(早期)・弥生・古墳	原遺跡、炉穴(縄文)、東急新吉田ニュータウン敷地内、破壊
港-82	新吉田町5514付近	散布地	100×50	縄文(前・中期)・弥生(後期)・古墳・歴史	
港-83	新吉田町5742付近	散布地	90×50	縄文(早期)・古墳～平安	
港-84	新吉田町5786付近	散布地	150×130	縄文(早・前・中期)	宅地化により一部破壊
港-85	新吉田町6089付近	散布地	90×50	縄文(早・前期)	
港-87	新吉田町5524付近	貝塚・散布地	100×80	縄文(中・後期)・弥生・古墳	吉田平台貝塚、貝塚(縄文)、宅地化により破壊
港-88	新吉田町5524付近	散布地		(不明)	宅地化により破壊
港-89	新吉田町3382付近	集落跡・貝塚	230×150	縄文(早・前・中期)・弥生(中・後期)・古墳(前期)	宮ノ原追跡(吉田六軒丁貝塚)、昭和30・43年調査、住居跡(縄文・弥生・古墳)、貝塚(縄文早・中期)、方形周構墓(弥生・古墳)、環濠(弥生)、大部分破壊
港-90	新吉田町3288付近	散布地	100×100	縄文(前・中期)・弥生	
港-91	新吉田町3294付近	散布地・濠?	140×60	古墳(後期)・歴史	

出典:「横浜市文化財地図」(平成15年3月 横浜市教育委員会)



表 3.2-24(5) 埋蔵文化財等一覽(港北区(3))

遺跡番号	所在地	種類	規模(m)	時代・時期	備考
港-92	新吉田町3215付近	散布地	180×50	縄文(前期)・古墳・歴史	
港-93	新吉田町3220付近	包含地	180×70	古墳・歴史	新田小学校敷地内、破壊
港-94	新吉田町3234付近	横穴墓		古墳(後期)	旧新田小学校横穴群、常真寺裏横穴群(昭和55年調査、横穴墓2基)、俵地区横穴墓(平成3年調査、横穴墓1基)
港-95	新吉田町3158付近	散布地	100×60	弥生・古墳・歴史	
港-96	新羽町4493付近	散布地	220×70	縄文(早・前期)	
港-97	新羽町4484付近	散布地	80×80	縄文(早・前・中期)	新羽・大熊農業専用地域内
港-98	新羽町4340付近	包含地	90×80	縄文(中期)	新羽・大熊農業専用地域内遺跡23～25地点、昭和45年調査
港-99	新羽町4336付近	包含地	25×20	縄文(中期)	新羽・大熊農業専用地域内遺跡21地点、昭和45年調査
港-100	新羽町4331付近	包含地	100×50	縄文(中期)	新羽・大熊農業専用地域内遺跡19・20・32地点、昭和45年調査
港-101	新羽町4332付近	包含地	50×50	縄文	新羽一大熊農業専用地域内遺跡22地点、昭和45年調査
港-102	新羽町4319付近	包含地	50×20	縄文(中期)	新羽・大熊農業専用地域内遺跡30・31地点、昭和45年調査
港-103	新羽町4329付近	包含地	20×20	縄文	新羽・大熊農業専用地域内遺跡18地点、昭和45年調査
港-104	新羽町4263付近	包含地	70×20	縄文(中期)	新羽・大熊農業専用地域内遺跡26～28地点、昭和45年調査
港-105	新羽町4310付近	集落跡・貝塚	550×200	縄文(早・前・中期)	北新羽貝塚(昭和57調査)、新羽・大熊農業専用地区内遺跡1～7・10・11地点(昭和45年調査)、住居跡・貝塚、一部破壊
港-106	新羽町4400付近	散布地	150×120	縄文(前・中期)・平安	港-105と同一遺跡か
港-107	新羽町3900付近	散布地	150×50	縄文(早・前期)	港-105と同一遺跡か
港-108	新羽町3855付近	散布地	100×80	縄文(早・中期)・古墳	東電北島線No.4遺跡、昭和59年調査
港-109	新羽町3917付近	集落跡	100×60	縄文(早期)・弥生(中期)	杉山神社境内付近
港-110	新羽町3930付近	散布地	130×50	縄文(中期)・弥生(後期)	一部破壊
港-111	新羽町4198付近	貝塚・散布地	150×60	縄文(早・前・中期)・弥生(後期)・古墳	新羽貝塚、昭和63年調査、貝塚(縄文)、住居跡(古墳～奈良)
港-112	新羽町4173付近	散布地		縄文(早・前・中期)・古墳・歴史	
港-113	新羽町3957付近	散布地	130×50	縄文(早・前・中・後期)・歴史	蓮華寺裏
港-114	新羽町3986付近	散布地	110×60	縄文(早・前・中期)・歴史	光明寺裏
港-115	新羽町4064付近	散布地	80×70	縄文(早・前・中期)・古墳・歴史	真門戸谷遺跡、平成10年調査、住居跡(縄文・古墳・奈良)、一部破壊
港-116	新羽町4076付近	散布地	90×50	縄文(中期)	
港-117	新羽町4091付近	散布地	150×80	縄文・古墳	
港-118	新羽町2524付近	集落跡	150×80	縄文(前・中期)・弥生(中・後期)・平安・中近世	
港-119	新羽町2483付近	散布地	150×100	縄文(前・中・後期)・古墳・歴史	耕作による破壊著しい
港-120	新羽町2469付近	散布地	130×80	縄文(中期)・弥生(後期)・歴史	土取りによる破壊
港-121	新羽町2435付近	散布地	150×40	縄文・弥生・古墳以降	
港-122	新羽町2576付近	横穴墓		古墳(後期)	新羽杉山神社横穴墓群2基
港-123	新羽町2586付近	横穴墓		古墳(後期)	西方寺横穴墓群4基
港-124	新羽町2257付近	横穴墓		古墳(後期)	宅地化により破壊
港-125	新羽町2277付近	散布地	150×50	縄文(中期)・古墳	大部分破壊

出典：「横浜市文化財地図」(平成15年3月 横浜市教育委員会)

表 3.2-24(6) 埋蔵文化財等一覧(港北区(4))

遺跡番号	所在地	種類	規模(m)	時代・時期	備考
港-126	箕輪町一丁目11付近	散布地・古墳	180×130	縄文(早期)・弥生(後期)・古墳	日吉台遺跡(日吉台4号墳)、慶應義塾大学寄宿舍敷地内、大部分破壊
港-127	箕輪町一丁目30付近	集落跡	130×100	弥生(後期)	諏訪下遺跡、昭和57・59年調査、住居跡(弥生後期30基)、破壊
港-128	箕輪町三丁目416付近	横穴墓		古墳(後期)	箕輪洞谷横穴墓群、平成13年調査、横穴墓9基、大部分破壊、
港-129	新吉田町1195付近	横穴墓		古墳(後期)	新吉田横穴墓群、横穴墓2基、宅地化により破壊
港-130	新吉田町1156付近	集落跡	170×140	縄文(早・中期)・弥生(後期)・奈良・平安	港-131は同一遺跡範囲内、宅地化により一部破壊
港-131	新吉田町1169付近	古墳		古墳	カネ塚、円墳(1基)、港-130の範囲内
港-132	新吉田町1261付近	貝塚	90×70	(不明)	東峰貝塚、宅地化により破壊
港-133	新吉田町1223付近	貝塚		縄文(前期)・古墳以降	峯谷貝塚、昭和29年調査、宅地化により破壊
港-134	新吉田町1216付近	横穴墓		古墳(後期)	宅地化により破壊
港-135	綱島台18付近	散布地	130×100	弥生(後期)・古墳以降	
港-136	綱島台1付近	散布地	320×80	縄文(前・後期)・弥生(後期)・歴史	綱島公園敷地内、火葬蔵骨器、港-137は同一遺跡範囲内
港-137	綱島台1付近	古墳	D-20, H-3	古墳	綱島古墳(市指定史跡)、平成元年調査、住居跡(弥生後期)
港-138	綱島東二丁目10-1付近	散布地	140×80	古墳以降	諏訪神社敷地内、一部破壊
港-139	綱島西一丁目16付近	横穴墓		古墳(後期)	東照寺裏横穴墓群、大部分破壊
港-140	綱島西一丁目14付近	貝塚		縄文(前期)	南綱島貝塚、破壊
港-141	太尾町2182付近	集落跡	300×170	縄文(早・前期)・弥生(中・後期)・古墳・平安・中近世	牢尻台遺跡(平成2・10・15年調査)、住居跡(弥生・古墳・奈良)
港-142	大曽根台619付近	散布地	120×60	縄文	
港-143	大曽根台21付近	散布地	150×80	縄文(中期)・弥生(後期)	宅地化により大部分破壊
港-144	太尾町1691付近	墓地		中世	一つ山遺跡、昭和61年調査、板碑9、五輪塔5
港-145	太尾町1051付近	横穴墓		古墳(後期)	太尾神社脇横穴群
港-146	師岡町943付近	集落跡	240×130	縄文(中期)・弥生(中・後期)・古墳	杉山神社西方遺跡
港-147	師岡町1004付近	散布地	130×50	奈良・平安	大部分破壊
港-148	樽町一丁目8付近	散布地		縄文・弥生(後期)	本長寺裏、宅地化により破壊
港-149	新羽町2319付近	包含地	70×50	弥生(後期)・古墳・歴史	
港-150	新羽町1481付近	散布地	110×80	縄文・弥生(後期)・奈良・平安	
港-151	新羽町2225付近	散布地	80×60	縄文(早・前・中期)・古墳・歴史	
港-152	新羽町2323付近	散布地	150×50	縄文(前期)・古墳・歴史	宅地化により一部破壊
港-153	新羽町1522付近	横穴墓		古墳(後期)	宅地化により破壊
港-154	新羽町1543付近	集落跡・貝塚	200×100	縄文(早・前・中・後期)・弥生(中・後期)・古墳・歴史	専念寺裏遺跡、昭和49～50年調査、縄文～古墳時代集落跡、大部分破壊
港-155	新羽町1556付近	散布地	110×50	縄文	専念寺西側
港-156	新羽町1441付近	散布地	90×70	縄文(中期)・弥生・古墳・歴史	
港-157	新羽町1426付近	散布地	130×40	縄文(早・前・中期)・弥生(後期)・古墳・歴史	
港-158	新羽町1413付近	散布地	140×50	縄文・古墳・歴史	新羽高校造成により破壊
港-159	新羽町1348付近	集落跡	180×180	先土絹・縄文(早・前・中期)・弥生(中・後期)・古墳(前期)・奈良・平安	新羽大竹遺跡、昭和52年調査、弥生～平安時代集落跡、破壊

出典：「横浜市文化財地図」(平成15年3月 横浜市教育委員会)

表 3.2-24(7) 埋蔵文化財等一覽(港北区(5))

遺跡番号	所在地	種類	規模(m)	時代・時期	備考
港-160	新羽町1008付近	散布地	60×50	縄文(前期)	
港-161	新羽町1357付近	集落跡	90×60	縄文(前期)・弥生(後期)・古墳(後期)	
港-162	新羽町1041付近	散布地	130×60	弥生(後期)	
港-163	新羽町976付近	散布地	150×80	先土器・縄文・弥生・古墳・歴史	
港-164	新羽町1386付近	散布地	60×50	(不明)	
港-165	新羽町1049付近	古墳	D-30, H-5	古墳	円墳(1基)、資生堂横浜研究所敷地内
港-166	新羽町1054付近	包含地 古墳 ・城跡	150×150	縄文(早期)・弥生(中・後期)古墳・平安・中世	亀之甲山陣城、資生堂横浜研究所敷地内、大部分破壊
港-167	新羽町1080付近	包含地	120×50	平安	宅地化により一部破壊
港-168	小机町737付近	城跡・塚散布地	450×150	弥生・歴史・中近世	小机城址、昭和40年一部調査、塚(1基)
港-169	小机町957付近	集落跡 横穴墓	130×100	弥生(後期)・古墳・歴史	小机醫王山遺跡(平成9年調査)・弥生時代集落跡、金剛寺横穴墓(平成8年調査)・横穴墓2基、一部破壊
港-170	小机町1031付近	散布地	170×70	縄文(早・中・後期)・弥生(後期)	第三京浜道路により分断
港-171	小机町1382付近	散布地	300×100	縄文(前期)・弥生(後期)・歴史	小机小学校及び宅地化により大部分破壊
港-172	鳥山町879付近	散布地・塚	250×80	縄文(早・中期)・弥生(後期)・中世～近世	塚(4基)
港-173	小机町109付近	集落跡	900×200	縄文(早・前・中期)・弥生(後期)・古墳(前・後期)奈良・平安	住吉神社遺跡(昭和60年調査)、住吉神社西遺跡(昭和62・63年調査)住吉神社北遺跡・住吉神社前遺跡(平成4年調査)
港-174	小机町868付近	散布地	170×80	縄文	耕作により破壊
港-175	小机町325付近	包含地		弥生(後期)	城郷中学校内遺跡(市立城郷中学校敷地内)、破壊
港-176	小机町351付近	集落跡	400×130	縄文(中期)・弥生(中・後期)・奈良・平安・中近世	伊勢原遺跡、昭和58年調査、弥生時代中期主体の集落跡他、一部破壊
港-177	小机町261付近	散布地	130×80	縄文(早・後期)	東本郷小学校東側
港-178	小机町326付近	集落跡		縄文(中・後期)	市営菅田住宅地内遺跡、昭和63年調査、住居跡(縄文中期)、神-9は同一遺跡、大部分破壊
港-179	小机町1306付近	散布地	210×150	縄文・歴史・中近世	
港-180	小机1404付近	散布地	150×50	縄文・弥生(後期)・歴史	
港-181	篠原町2579付近	散布地	130×80	歴史	宅地化により破壊、篠原城跡
港-182	篠原町2855付近	散布地	220×80	縄文(中期)・弥生	篠原中学校北側
港-183	師岡町1137付近	貝塚・墓地	100×70	縄文(早・前・中期)・歴史	師岡貝塚(市指定史跡)、昭和55・56・58年調査、熊野神社裏、火葬墓
港-184	師岡町1148付近	散布地	80×70	縄文(早・中期)	法華寺、大部分破壊
港-185	師岡町1148付近	散布地	70×40	古墳以降	
港-186	師岡町1162付近	散布地	100×50	(不明)	大倉山パークハイツ敷地内、破壊
港-187	大曾根一丁目5付近	散布地	180×100	弥生(中・後期)・歴史	破壊(大倉山ヒルタウン敷地内)
港-188	太尾町706付近	集落跡	200×170	縄文(前期)・弥生(中・後期)	大倉山精神文化研究所内遺跡、宅地化により一部破壊
港-189	師岡町335付近	包含地	250×100	縄文(前期)・弥生(中・後期)・奈良・平安・中世	磯辺山遺跡、火葬墓(中世)、宅地化により大部分破壊
港-190	師岡町1181付近	散布地		弥生(後期)	私立東横学園大倉山高専裏、宅地化により破壊

出典：「横浜市文化財地図」(平成15年3月 横浜市教育委員会)

表 3.2-24(8) 埋蔵文化財等一覧(港北区(6))

遺跡番号	所在地	種類	規模(m)	時代・時期	備考
港-191	師岡町372付近	包含地	200×150	縄文(前期)・弥生(後期)・古墳・奈良・平安	天神山遺跡、宅地化により大部分破壊
港-192	師岡町510付近	散布地	120×60	縄文(前期)・弥生(後期)	永昌禅寺裏
港-193	師岡町189付近	散布地	100×90	奈良・平安	
港-194	師岡町293付近	集落跡	300×100	縄文(早・中期)・弥生(後期)・平安・近世	師岡打越遺跡((仮)大倉山マンション建設用地内遺跡)、昭和62年調査、住居跡(縄文中期、弥生後期、平安)、一部破壊
港-195	師岡町206付近	散布地	90×30	縄文(中期)・奈良・平安	大部分破壊
港-196	師岡町242付近	散布地	170×50	縄文(中期)	宅地化により大部分破壊
港-197	菊名五丁目18-1付近	散布地	200×170	縄文(前・中・後期)・古墳以降	菊名小学校敷地内及び周辺部、破壊
港-198	菊名五丁目12付近	貝塚・集落跡	200×100	縄文(早・前期)	菊名貝塚(上の宮貝塚・宮谷貝塚)、昭和47年調査、貝塚(縄文前期)、大部分破壊
港-199	菊名四丁目11付近	散布地	100×70	縄文・弥生	宅地化により大部分破壊
港-200	菊名五丁目3付近	散布地		縄文(早・前・中期)・古墳以降	蓮勝寺裏遺跡、宅地化により破壊
港-201	菊名四丁目4付近	散布地		縄文(前・中・後期)・古墳	港北区青少年図書館敷地内、破壊
港-202	菊名四丁目12付近	散布地	150×80	縄文(早・前・中・後期)・弥生(中期)・歴史	法隆寺敷地内、大部分破壊
港-203	大豆戸町414付近	集落跡	230×150	縄文・弥生(中・後期)・平安	菊名羽黒遺跡、昭和59年調査、弥生時代の集落跡、大部分破壊
港-204	大豆戸町202付近	貝塚	120×80	縄文(早・前期)	宅地化により破壊
港-205	篠原北二丁目19付近	散布地	170×80	縄文(後期)	宅地化により一部破壊
港-206	篠原町2565付近	散布地・城跡	220×80	縄文(早期)	宅地化により一部破壊
港-207	篠原町2792付近	散布地・貝塚	220×100	縄文(前・中・後期)・弥生(後期)	八幡神社境内及び周辺部、一部破壊
港-208	錦ヶ丘22, 25-38付近	貝塚・集落跡		縄文(前・中・後期)	表谷東貝塚・表谷西貝塚、宅地化により大部分破壊(山林、宅地部分に一部現存)
港-209	富士塚二丁目25付近	塚		中近世	与五郎塚、宅地化により破壊
港-210	富士塚二丁目26付近	散布地		縄文(中期)・弥生	宅地化により破壊
港-211	富士塚二丁目19付近	散布地・塚	70×70	縄文(前期)・中近世	塚は耕作により破壊
港-212	菊名三丁目18付近	散布地	240×70	縄文(前期)	宅地化により大部分破壊
港-214	富士塚二丁目24付近	散布地	300×100	縄文(早・中期)	宅地化により一部破壊
港-215	富士塚一丁目20付近	集落跡	150×70	縄文(中期)・弥生	富士塚一丁目遺跡、平成9年調査、住居跡(弥生後期)、一部破壊
港-216	富士塚一丁目23付近	貝塚・集落跡・散布地	350×140	縄文(中期)・弥生(中・後期)・中近世	富士塚遺跡、昭和56年調査、住居跡(弥生後期)、宅地化により一部破壊
港-221	鳥山町272付近	散布地	300×150	縄文(早・前・中・後期)・弥生(後期)・平安	宅地化により一部破壊
港-222	鳥山町328付近	散布地	330×100	縄文(早・後期)・弥生(後期)・奈良・平安	
港-223	岸根町626付近	散布地	190×60	弥生(中・後期)	貴雲寺さつき霊園により西側破壊
港-224	岸根町370付近	集落跡・墓地	300×150	縄文(早・中期)・弥生(中期)・古墳(前・後期)・平安・中世～近世	山王山遺跡(昭和56～58年調査)、左記各時代時期の遺構群、住居跡(弥生中期、古墳前・後期)、大部分破壊
港-225	岸根町407付近	散布地	100×90	縄文(中期)・弥生	山王宮跡、大部分破壊
港-226	岸根町677付近	散布地	200×100	縄文(中期)・歴史・中近世	宅地化により一部破壊
港-227	岸根町506付近	散布地	300×100	縄文(早・前・中期)・弥生(後期)・歴史	岸根総合公園北側

出典:「横浜市文化財地図」(平成15年3月 横浜市教育委員会)



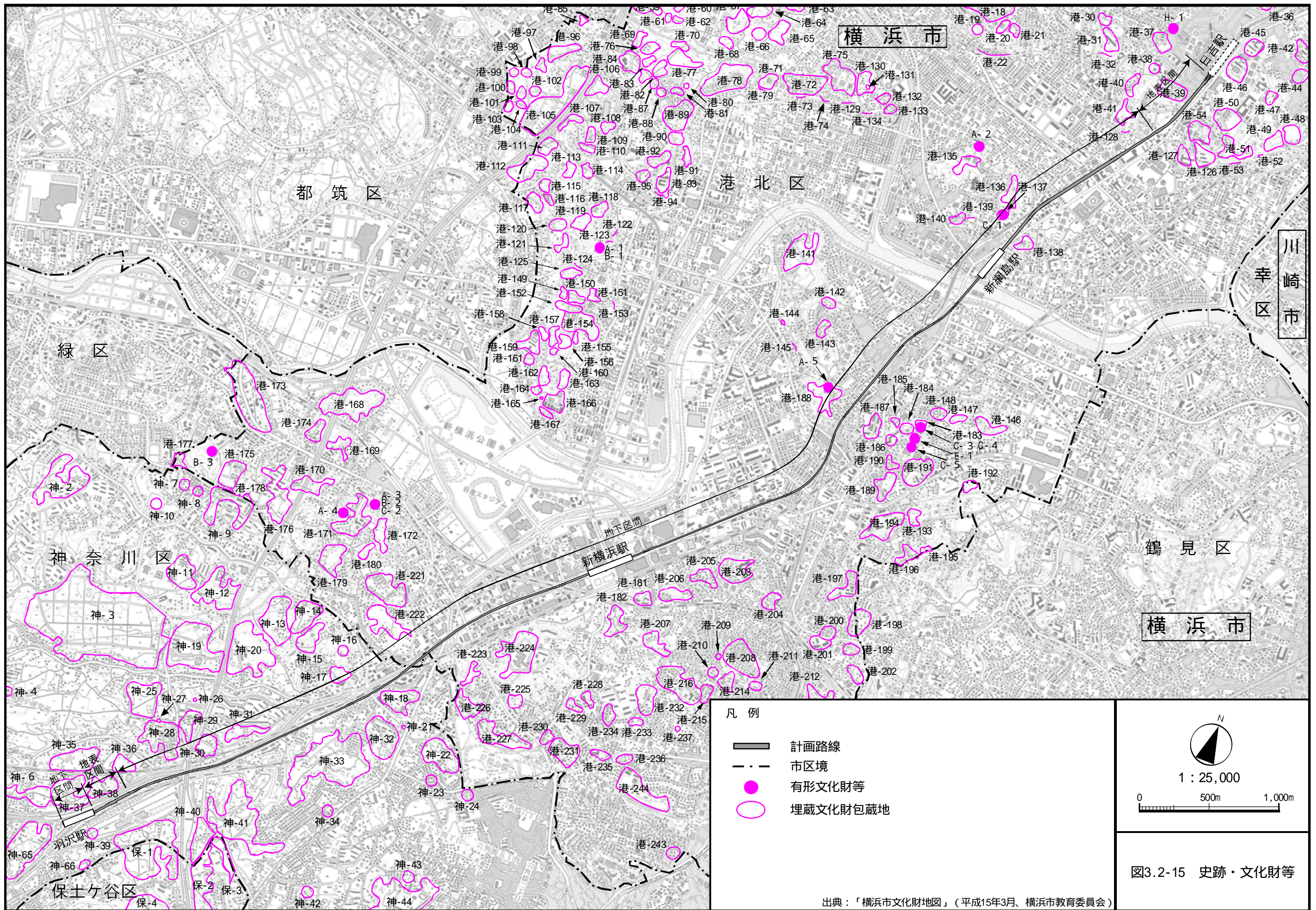
表 3.2-24(9) 埋蔵文化財等一覧（港北区（7））

遺跡番号	所在地	種類	規模(m)	時代・時期	備考
港-228	篠原町1044付近	散布地	110×60	縄文(中・後期)	大部分破壊
港-229	篠原町1069付近	散布地	120×30	(不明)	宅地化により一部破壊
港-230	篠原町1121付近	散布地		縄文	宅地化により破壊
港-231	篠原町1092付近	貝塚・集落跡	200×150	縄文(早・前・中・後期)	公道篠原町地内貝塚(昭和62年調査)、篠原町地内遺跡(平成14年調査)、住居跡(縄文中期)、大部分破壊
港-232	篠原町1576付近	散布地	170×130	縄文(中・後期)	宅地化により大部分破壊
港-233	篠原東二丁目12付近	散布地	100×40	縄文(中期)	宅地化により大部分破壊
港-234	篠原町973付近	散布地	120×100	縄文(中・後期)	宅地化により大部分破壊
港-235	篠原町102付近	散布地		縄文(中・後期)	篠原遺跡 宅地化により大部分破壊
港-236	篠原東一丁目13付近	散布地		歴史	宅地化により破壊
港-237	篠原東三丁目15-1付近	貝塚		縄文(後期)	榎本貝塚 昭和25年調査、住居跡(縄文)
港-243	篠原台町17付近	散布地		縄文(中期)	宅地化により破壊
港-244	仲手原二丁目34付近	散布地		縄文(早・中・後期)	武相学園跡地内、破壊

出典：「横浜市文化財地図」(平成15年3月 横浜市教育委員会)













(21) 森林法に基づく保安林

計画路線周辺には、「森林法」(昭和26年6月26日 法律第249号)に基づく「保安林」は存在しません。

(22) 樹木・樹林の保存

横浜市では、「緑の環境をつくり育てる条例」(昭和48年6月)に基づき、古くから町の象徴として親しまれ、故事来歴などのある樹木を「名木古木」として指定しています。計画路線周辺の名木古木の指定状況は、表3.2-25及び図3.2-16に示すとおりです。平成22年3月31日現在で指定された樹木は神奈川区と保土ヶ谷区、港北区あわせて189本で、計画路線周辺では49本が指定されています。

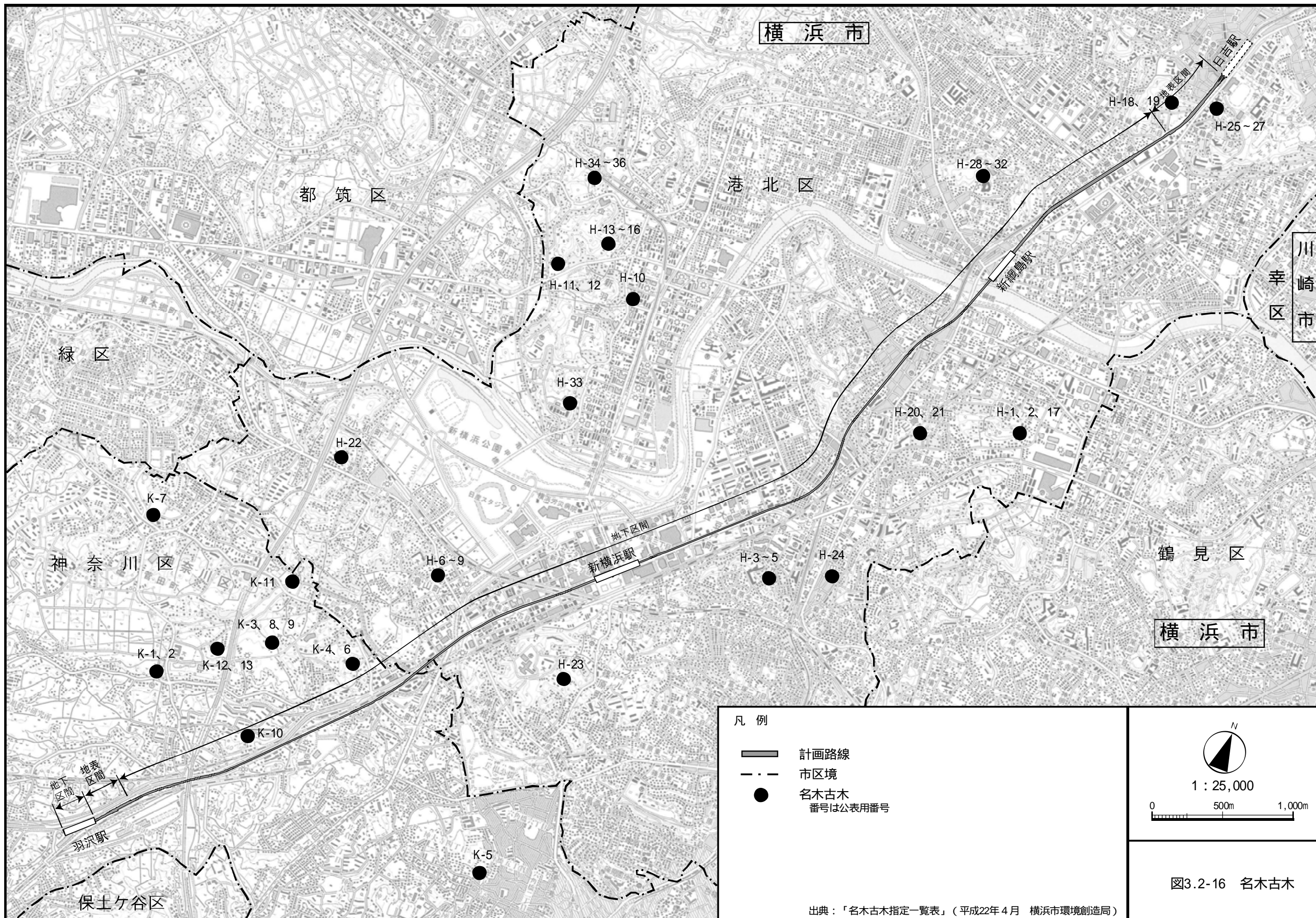
また、同条例では、保存すべき緑地として「市民の森」及び「ふれあいの樹林」の指定を行っています。計画路線周辺には表3.1-46(P.3.1-88)及び図3.1-28(P.3.1-91)に示すとおり、「市民の森」として「綱島市民の森」、「熊野神社市民の森」、「小机城址市民の森」、「獅子ヶ谷市民の森」が存在します。なお、「ふれあいの樹林」は計画路線周辺に存在しません。

表 3.2-25 名木古木の指定状況

平成 22 年 3 月 31 日現在

公表用 番号	区 名	所在地	目 標	樹 種	樹高 m	目通周 m	枝張 m
K-1	神奈川	菅田町	長導寺	イチヨウ	27	0.4, 0.5	12
K-2	神奈川	菅田町	長導寺	イチヨウ	28	1.0, 0.8	15
K-3	神奈川	菅田町	神明社	アカガシ	18	3.1	15
K-4	神奈川	菅田町	最勝寺	タブノキ			
K-5	神奈川	六角橋五丁目	宝秀寺	イヌツゲ			
K-6	神奈川	菅田町	最勝寺	イトヒバ			
K-7	神奈川	菅田町		スダジイ	18	2.4	20
K-8	神奈川	菅田町	神明社	シラカシ	15	2.1	6
K-9	神奈川	菅田町	神明社	モチノキ	12	1.7	8
K-10	神奈川	三枚町		ハリギリ	12	3.2	15
K-11	神奈川	菅田町		ヒイラギ			
K-12	神奈川	菅田町		ケヤキ	18	2.2	16.2
K-13	神奈川	菅田町		コブシ	15	2.7	16.4
H-1	港北	樽町四丁目	杉山神社	イチヨウ	17	2.7	11
H-2	港北	樽町四丁目	杉山神社	イチヨウ	17	2	11
H-3	港北	大豆戸町	八杉神社	イチヨウ	25	2.5	11
H-4	港北	大豆戸町	八杉神社	イチヨウ	18	2.1	10
H-5	港北	大豆戸町	八杉神社	イチヨウ	25	1.7	11
H-6	港北	鳥山町	三会寺	イチヨウ	22	3.1	11
H-7	港北	鳥山町	三会寺	イチヨウ	22	2.5	14
H-8	港北	鳥山町	三会寺墓地	ケヤキ	16	2.4	14
H-9	港北	鳥山町	三会寺墓地	ケヤキ	18	2.2	12
H-10	港北	新羽町		ケヤキ	15	3	13
H-11	港北	新羽町	善教寺墓地	イチヨウ	25	2.9	14.5
H-12	港北	新羽町	善教寺	カヤ	31	3	17.5
H-13	港北	新羽町	西方寺	イチヨウ	22.5	2.9	16
H-14	港北	新羽町	西方寺	イチヨウ	18	2.9	18
H-15	港北	新羽町	西方寺	イチヨウ	17.5	2.6	16
H-16	港北	新羽町	西方寺	クスノキ	16.3	1.7	12
H-17	港北	樽町	杉山神社	アカガシ	18	3.2	15
H-18	港北	箕輪町三丁目	諏訪神社	ケヤキ	13	2.8	12
H-19	港北	箕輪町三丁目	諏訪神社	クスノキ	17	2.2	11
H-20	港北	師岡町	法華寺	イチヨウ	21	4.1	17
H-21	港北	師岡町	法華寺	クスノキ	15	2.2	11
H-22	港北	小机町		モミ			
H-23	港北	篠原町	東林寺	イチヨウ			
H-24	港北	菊名五丁目		ムクロジ	15	1.6	8
H-25	港北	箕輪町一丁目	大学構内	クスノキ	18	6, 2	25
H-26	港北	箕輪町一丁目	大学構内	イチヨウ	18	2.6	14
H-27	港北	箕輪町一丁目	大学構内	ヤマモミジ	15	4.7	15
H-28	港北	綱島台		ケヤキ			
H-29	港北	綱島台		フジ			
H-30	港北	綱島台		サルスベリ			
H-31	港北	綱島台		サルスベリ			
H-32	港北	綱島台		シダレウメ			
H-33	港北	新羽町		ニッケイ	14	1.1	4.5
H-34	港北	新羽町	光明寺	ケヤキ	20	3	14×14
H-35	港北	新羽町	光明寺	ヤマザクラ	12	2.7	17×10
H-36	港北	新羽町	光明寺	サルスベリ	7	1.2	8.2×6

出典：「名木古木指定一覧表」(平成 22 年 4 月 横浜市環境創造局)





(23) その他の環境を目標とした法令等による規制等

横浜市環境管理計画

横浜市では、平成5年に新総合計画「ゆめはま 2010 プラン」が策定され、平成7年には「横浜市環境の保全および創造に関する基本条例」が、また、この条例に基づき平成8年に「横浜市環境管理計画」が策定されており、さらに平成16年に改訂されている経緯があります。

このような経緯の中、平成8年に策定し、平成16年に改訂した前計画の計画期間が、平成22年度をもって終了することに伴い、環境を取り巻く状況の変化に対応し、環境行政を総合的に推進するための、「新たな『横浜市環境管理計画』」が、平成23年4月に策定されています。

「新たな『横浜市環境管理計画』」では、「総合的な環境行政の推進」、「環境に関する広報の充実」、「人と環境とのきずなづくり」という3つの視点より、横浜が目指す将来の環境の姿や、これからに向けた取り組みが示されています。

「新たな『横浜市環境管理計画』」に示されている環境側面からの基本施策は、表3.2-26に示すとおりです。

表 3.2-26 (1) 環境側面からの基本施策

項目	2025年度までの環境目標、達成状況の目安となる環境の状況
地球温暖化対策	<p>2025年度までの環境目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民・事業者・行政が一体となって、エネルギーの効率的な利用や再生可能エネルギーの導入など、市民が快適に低炭素型の生活ができる都市環境整備が進み、温室効果ガス排出量削減に取り組んでいます。</li> </ul> <p>(達成状況の目安となる環境の状況)</p> <p>【温室効果ガス排出量】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年度までに1990年度比で25%削減</li> <li>・2050年度までに1990年度比で80%削減</li> </ul> <p>「横浜市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の削減目標</p>
生物多様性	<p>2025年度までの環境目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誰もが生活の中で自然や生き物に親しむライフスタイルを実践しています。</li> <li>・生き物の重要な生息・生育地である樹林地や農地が安定的に保全されるとともに、住宅地や都心部で豊かな水・みどり環境が増え、生き物のつながりが強まり、市域全体で生物多様性が豊かになっています。</li> <li>・企業の流通過程において、材料調達から生産工程、消費行動にわたり、生物多様性への配慮の視点が盛り込まれ、生物多様性が市場価値として大きな役割を有しています。</li> <li>・「市民・企業の主体的行動が支える豊かな生物多様性」が横浜の都市のイメージとして定着しています。</li> </ul> <p>(達成状況の目安となる環境の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性の重要性を理解し行動を実践している市民の増加</li> <li>・貴重な動植物などの生息・生育地などの保全の推進</li> <li>・生物多様性の取組を進める企業の増加</li> </ul>
水とみどり	<p>2025年度までの環境目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・樹林地や農地などのまとまりのあるみどりが保全されるとともに、都心部などの市街地で新たなみどりが創造されています。</li> <li>・土地利用の改善や雨水浸透ます等の普及により、雨水の浸透が進むことで、地下水のかん養、湧き水の増加、河川や水路の水量の増加などにつながり、良好な水循環が回復しています。</li> </ul> <p>(達成状況の目安となる環境の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・みどりの総量(緑被率)が増加へ転ずる</li> <li>・雨水浸透機能の強化(エコ庭づくりや雨水浸透ますなどの取組数の拡大)</li> </ul>
食と農	<p>2025年度までの環境目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が「農」とふれあえる環境があり、それが横浜市の魅力となっています。</li> <li>・食と農との連携によるまちの活性化、新たなビジネスモデルの発信につながる取組が行われています。</li> <li>・横浜市の農業の振興により、安定的・長期的に農地が保全されています。</li> </ul> <p>(達成状況の目安となる環境の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年までに50haの農地を「横浜みどりアップ計画」の各種事業や従来の取組で確保します。</li> </ul> <p>「横浜市水と緑の基本計画」、「横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)」の目標</p>

出典:「新たな「横浜市環境管理計画」」(平成23年4月、横浜市環境創造局企画部企画課)



表 3.2-26 (2) 環境側面からの基本施策

項目	2025年度までの環境目標、達成状況の目安となる環境の状況
<p>資源循環 (一般廃棄物に関する取組)</p>	<p>2025年度までの環境目標 [ 横浜の未来 (一般廃棄物行政における将来ビジョン) ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・みんなが協力し合い、誰もが3R行動を実践する環境配慮型のライフスタイル・ビジネススタイルが定着しています。</li> <li>・より環境負荷の少ないごみ処理システムが構築されています。</li> <li>・清潔できれいなまちが実現しています。</li> </ul> <p>(達成状況の目安となる環境の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理に伴い排出される温室効果ガスの排出量を平成37(2025)年度までに平成21(2009)年度比で50%以上(約14万トン-CO<sub>2</sub>)削減</li> <li>・総排出量(ごみと資源の総量)を平成37(2025)年度までに平成21(2009)年度比で10%以上(約13万トン)削減 ヨコハマ3R夢プラン(横浜市一般廃棄物処理基本計画)(平成22年度~平成37年度)の計画目標</li> </ul>
<p>資源循環 (産業廃棄物に関する取組)</p>	<p>2025年度までの環境目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての排出事業者、処理業者、市民が協力し合い、3R行動を実践する環境配慮型のビジネススタイル・ライフスタイルが定着しています。</li> <li>・より環境負荷の少ない産業廃棄物処理体制が構築されています。</li> <li>・すべての市民、排出事業者、処理業者が産業廃棄物のことで困らない都市が実現しています。 「第6次横浜市産業廃棄物処理指導計画(平成23年度~平成27年度)」 将来ビジョンより</li> </ul> <p>(達成状況の目安となる環境の状況) 2015年度まで</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物の発生抑制を進めるとともに、発生量に対する最終処分率のさらなる削減を目指します。</li> <li>・産業廃棄物の適正処理や脱温暖化を推進し、将来にわたって安全安心な産業廃棄物の処理体制を構築します。また、緊急や災害時のための迅速な廃棄物処理体制を整えます。</li> <li>・産業廃棄物に対する市民の関心を高めるとともに、分かりやすい行政を目指します。 「第6次横浜市産業廃棄物処理指導計画(平成23年度~平成27年度)」 計画目標より</li> </ul>

出典:「新たな「横浜市環境管理計画」」(平成23年4月、横浜市環境創造局企画部企画課)

表 3.2-26 (3) 環境側面からの基本施策

項目	2025年度までの環境目標、達成状況の目安となる環境の状況
<p>生活環境 (大気環境の保全)</p>	<p>2025年度までの環境目標 ・市民が清浄な大気の中で、健康で快適に暮らしています。</p> <p>(達成状況の目安となる環境の状況)</p> <p>二酸化窒素 改善指標(～2013年度)： 二酸化窒素に係る環境基準への適合 達成指標(～2025年度)： 環境基準に適合した地点においては、環境基準の下限値(1時間値の1日平均値が0.04ppm)</p> <p>浮遊粒子状物質 改善指標(～2013年度)： 大気汚染に係る環境基準への適合 達成指標(～2025年度)： (2013年までの達成状況の評価により検証)</p> <p>光化学オキシダント 改善指標(～2013年度)： 光化学スモッグ注意報等の発令がないことを目指す 達成指標(～2025年度)： 大気汚染に係る環境基準への適合</p> <p>微小粒子状物質 改善指標(～2013年度)： 測定体制の整備を進める 達成指標(～2025年度)： 微小粒子状物質に係る環境基準への適合</p> <p>悪臭 改善指標(～2013年度)： 市民が日常生活において不快を感じない 達成指標(～2025年度)： (2013年までの達成状況の評価により検証)</p>
<p>生活環境 (水環境の保全)</p>	<p>2025年度までの環境目標 ・魚や様々な生き物がすめる川や海で、釣りや水遊び、水辺の散策等市民がふれて楽しんでいます。</p> <p>(達成状況の目安となる環境の状況)</p> <p>水質基準(BOD(河川)、COD(海域)、全窒素(海域)、全りん(海域)) 改善指標(～2013年度)： 水域別に設けられた水質汚濁に係る環境基準、水環境目標への適合</p> <p>生物指標 改善指標(～2013年度)： 生物指標による水環境目標への適合を目指すとともに、当面は海域の調査地点9か所中6か所での達成を目指す</p> <p>赤潮 改善指標(～2013年度)： 大規模な赤潮の発生がないことを目指すとともに、当面はモニタリング項目等の検討を行っていく</p> <p>達成指標(～2025年度)は、2013年度までの達成状況の評価により検証します。</p>

出典：「新たな「横浜市環境管理計画」」(平成23年4月、横浜市環境創造局企画部企画課)

表 3.2-26 (4) 環境側面からの基本施策

項 目	2025年度までの環境目標、達成状況の目安となる環境の状況
<p>生活環境 (地盤環境の保全)</p>	<p>2025年度までの環境目標 ・地盤沈下や土壌・地下水汚染による被害がなく、きれいな湧き水が見られるなど、安定した地盤環境のもとで暮らしています。</p> <p>(達成状況の目安となる環境の状況)</p> <p>地盤沈下 改善指標(～2013年度)： 地下水の過剰な採取などにより、地盤に悪影響が及んでいない</p> <p>土壌汚染 改善指標(～2013年度)： 土壌汚染の拡散が防止されている</p> <p>地下水の水質汚濁 改善指標(～2013年度)： 鉛、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素について、地下水の水質汚濁に係る環境基準への適合</p> <p>達成指標(～2025年度)は、2013年度までの達成状況の評価により検証します。</p>
<p>生活環境 (化学物質対策の推進)</p>	<p>2025年度までの環境目標 ・化学物質が適切に管理されるとともに、市民や事業者が化学物質に関する情報を共有し、安心して暮らしています。</p> <p>(達成状況の目安となる環境の状況)</p> <p>化学物質 改善指標(～2013年度)： 環境リスクの低減のため、化学物質が適正に管理され、環境中への排出が抑制されている</p> <p>有害化学物質 改善指標(～2013年度)： ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタンについて、ベンゼン等による大気の汚染、水質汚濁、地下水の水質汚濁に係る環境基準への適合</p> <p>ダイオキシン類 改善指標(～2013年度)： ダイオキシン類に係る環境基準への適合</p> <p>アスベスト 改善指標(～2013年度)： 建物解体などによる大気環境中への飛散が防止されている</p> <p>達成指標(～2025年度)は、2013年度までの達成状況の評価により検証します。</p>

出典：「新たな「横浜市環境管理計画」」(平成23年4月、横浜市環境創造局企画部企画課)

表 3.2-26 (5) 環境側面からの基本施策

項目	2025年度までの環境目標、達成状況の目安となる環境の状況
<p>生活環境 (騒音・振動対策の推進)</p>	<p>2025年度までの環境目標 ・市民が振動による不快感がなく、静かな音環境の中で快適に過ごしています。</p> <p>(達成状況の目安となる環境の状況) 騒音 改善指標(～2013年度)： 市民の住居を主とする地域においては、地域の類型Cを含め、騒音に係る環境基準における地域の類型A及びBの環境基準への適合。 道路に面する地域及び新幹線鉄道は、その環境基準を適用する 航空機騒音、新幹線鉄道を除く鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない</p> <p>注 地域の類型Cの当面の指標は、騒音に係る環境基準における地域の類型Cの環境基準とする</p> <p>地域の類型 A：専ら住居の用に供される地域 B：主として住居の用に供される地域 C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域</p> <p>振動 改善指標(～2013年度)： 市民が日常生活において不快を感じない</p> <p>達成指標(～2025年度)は、2013年度までの達成状況の評価により検証します。</p>
<p>生活環境 (ヒートアイランド対策の推進)</p>	<p>2025年度までの環境目標 ・市域全域でヒートアイランド現象が緩和され、市民が快適に生活しています。</p> <p>(達成状況の目安となる環境の状況) 改善指標(～2013年度)： 都心部におけるみどりの増加量 達成指標(～2025年度)： ヒートアイランド現象による都心部の温度上昇を抑え、市域の気温差を少なくする</p> <p>達成指標(～2025年度)は、2013年度までの達成状況の評価により検証します。</p>

出典：「新たな「横浜市環境管理計画」」(平成23年4月、横浜市環境創造局企画部企画課)

## 横浜市生活環境の保全等に関する条例

「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例（平成7年3月24日 横浜市条例第17号）の趣旨にのっとり、現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活環境を保全することを目的として、事業所の設置についての規制、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他の環境への負荷の低減を図るために必要な事項を定めています。条例の概略については、以下に示すとおりです。

### 【規制基準について】

事業所に対する大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音、振動等の規制基準を規定しており、これらの基準は指定事業所等の設置許可や変更の許可基準となっています。

### 【届出制度について】

特定行為や特定施設を設置する際に届出が義務づけられています。

届出制度としては、特定小規模施設（ディーゼルエンジン、ガスエンジン、ガソリンエンジンや廃棄物焼却炉、動物火葬炉など、規則で定める施設）の設置、石綿排出作業（石綿（アスベスト）が使われている建築物の解体工事）、一定規模以上の建設工事による工事排水、土石や資材置場の面積が1,000m<sup>2</sup>以上の屋外作業に伴う騒音・振動、一定規模以上の掘削作業による地盤の沈下の防止、地下水の採取（小規模揚水施設の届出等）などがあります。

### 【指針・指導基準について】

指針・指導基準として、石綿排出作業による大気汚染の防止に関する指導基準、工事排水による水質汚濁の防止に関する指導基準、屋外作業に伴う騒音及び振動による公害の防止に関する指導基準、掘削作業による地盤沈下の防止に関する指導基準、小規模揚水施設に係る地下水の採取による地盤沈下の防止に関する指導基準、温室効果ガスの排出の抑制に関する指針などが定められています。

### 【罰則等について】

罰金などの罰則の他、勧告に従わない事業者を公表する制度を設けています。

## 横浜市水と緑の基本計画

水・緑環境の保全と創造に向けた総合的な施策展開を図るとともに、横浜市基本構想（長期ビジョン）を踏まえて「横浜らしい水・緑環境の実現」を目指す計画であり、水質について、横浜市内の全水域を対象に達成目標を掲げています。

全水域における一律達成目標を表3.2-27に示します。

表 3.2-27 全水域における一律達成目標

	項 目	目標値 <sup>1</sup>
健康項目	カドミニウム	0.01 以下
	全シアン	検出されないこと
	鉛	0.01 以下
	六価クロム	0.05 以下
	砒素	0.01 以下
	総水銀	0.0005 以下
	アルキル水銀	検出されないこと
	P C B	検出されないこと
	ジクロロメタン	0.02 以下
	四塩化炭素	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.02 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
	トリクロロエチレン	0.03 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
	チウラム	0.006 以下
	シマジン	0.003 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下
	ベンゼン	0.01 以下
	セレン	0.01 以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
	ふっ素[河川域]	0.8 以下
	[海 域]	1.5 以下
	ほう素（海域については適用しない）	1 以下
	ダイオキシン類 [水 質]	1pg-TEQ/ℓ以下
生活環境項目	水素イオン濃度（pH）[河川域]	6.5 以上 8.5 以下
	[海 域]	7.8 以上 8.3 以下
	浮遊物質（SS）	25 以下
	溶存酸素量（DO）[河川域]	5 以上
	[海 域]	7.5 以上
	n -ヘキサン抽出物質含有量 <sup>2</sup>	検出されないこと
	全亜鉛[河川域]	0.03 以下
[海 域]	0.02 以下	
その他項目	クロム含有量	0.2 以下
	溶解性鉄含有量	1.0 以下
	溶解性マンガン含有量	1.0 以下
	銅含有量	0.3 以下
	ニッケル含有量	0.1 以下
	フェノール類含有量	0.5 以下
	陰イオン界面活性剤	0.5 以下

1 健康項目に係る目標値は、年間平均値（全シアンのみ最高値）

2 海域のみにおける目標

3 単位：mg/ℓ（pHを除く）



7) その他の事項

(1) 公害苦情

横浜市の公害苦情の発生件数は表 3.2-28 に示すとおりです。

平成 21 年度に横浜市が受けた公害苦情件数は 1,321 件で、騒音に関する苦情が最も多く 465 件、次いで悪臭に関する苦情が 308 件となっています。

表 3.2-28 公害苦情の件数

種別	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度			
	横浜市	横浜市	横浜市	横浜市	横浜市	神奈川区	保土ヶ谷区	港北区
大気汚染	414	387	372	324	284	21	19	32
水質汚濁	125	165	164	185	138	5	3	6
土壌汚染	-	0	1	3	2	0	0	0
騒音	495	593	549	445	465	35	14	59
振動	164	185	184	133	122	9	4	23
地盤沈下	-	1	0	1	0	0	0	0
悪臭	403	427	372	354	308	28	21	44
その他	2	8	10	4	2	0	0	1
合計	1,603	1,766	1,652	1,449	1,321	98	61	165

出典：「横浜の環境（平成 22 年版）」（平成 23 年 1 月 横浜市環境創造局）

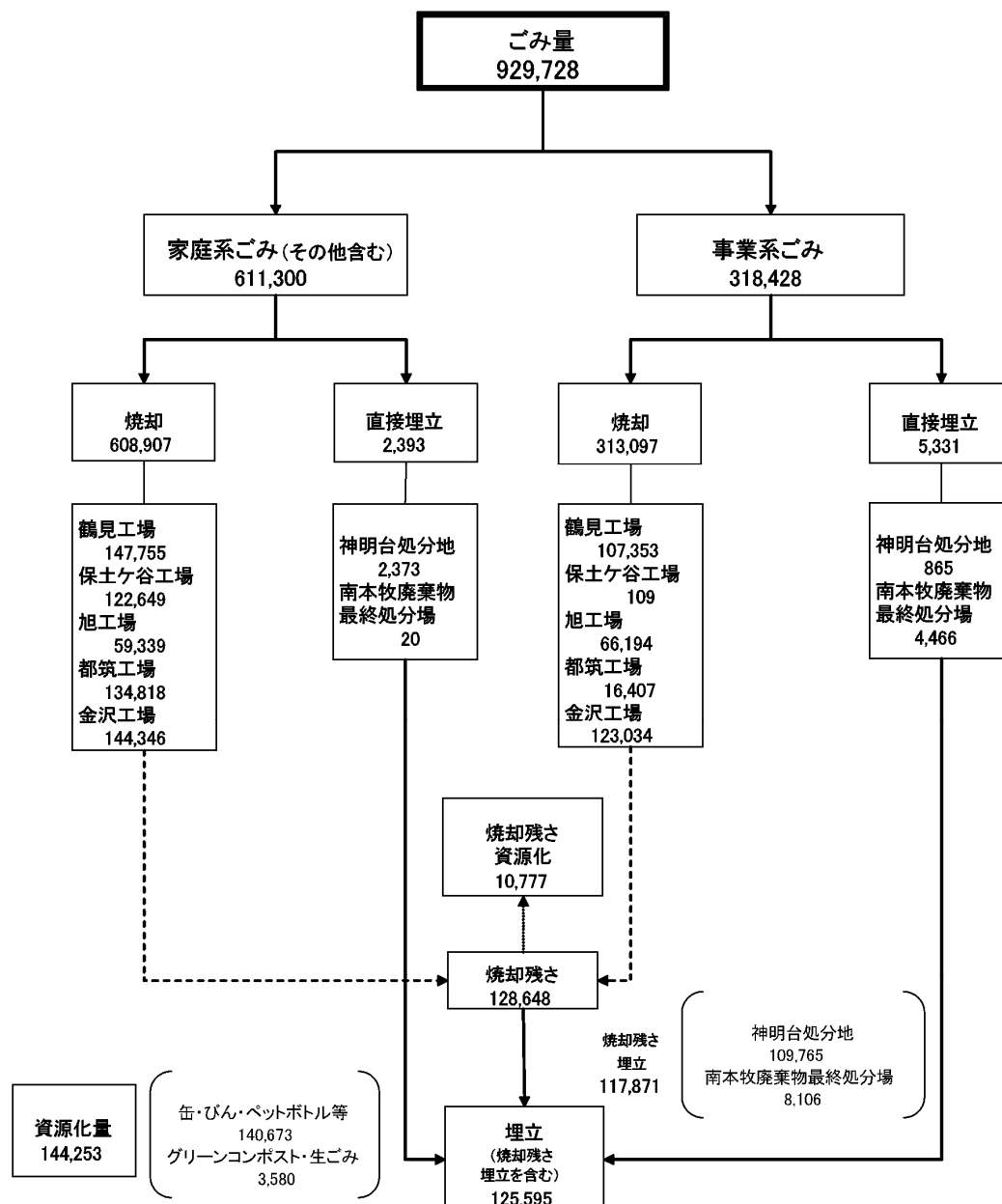
(2) 廃棄物の発生状況及び処理施設等の状況

廃棄物の発生状況

(a) 一般廃棄物

横浜市内で発生した平成 21 年度の一般廃棄物の発生・処理状況は、図 3.2-17 に示すとおりです。平成 21 年度については、発生量 929,728 トンで、144,253 トンが再資源化されています。

(単位：トン)



出典：「平成 22 年度 事業概要」(平成 22 年 10 月 横浜市資源循環局)

図 3.2-17 ごみ量及び処理状況

(b) 産業廃棄物

横浜市内で発生した産業廃棄物の発生・処理状況は、表 3.2-29 及び図 3.2-18 に示すとおりです。

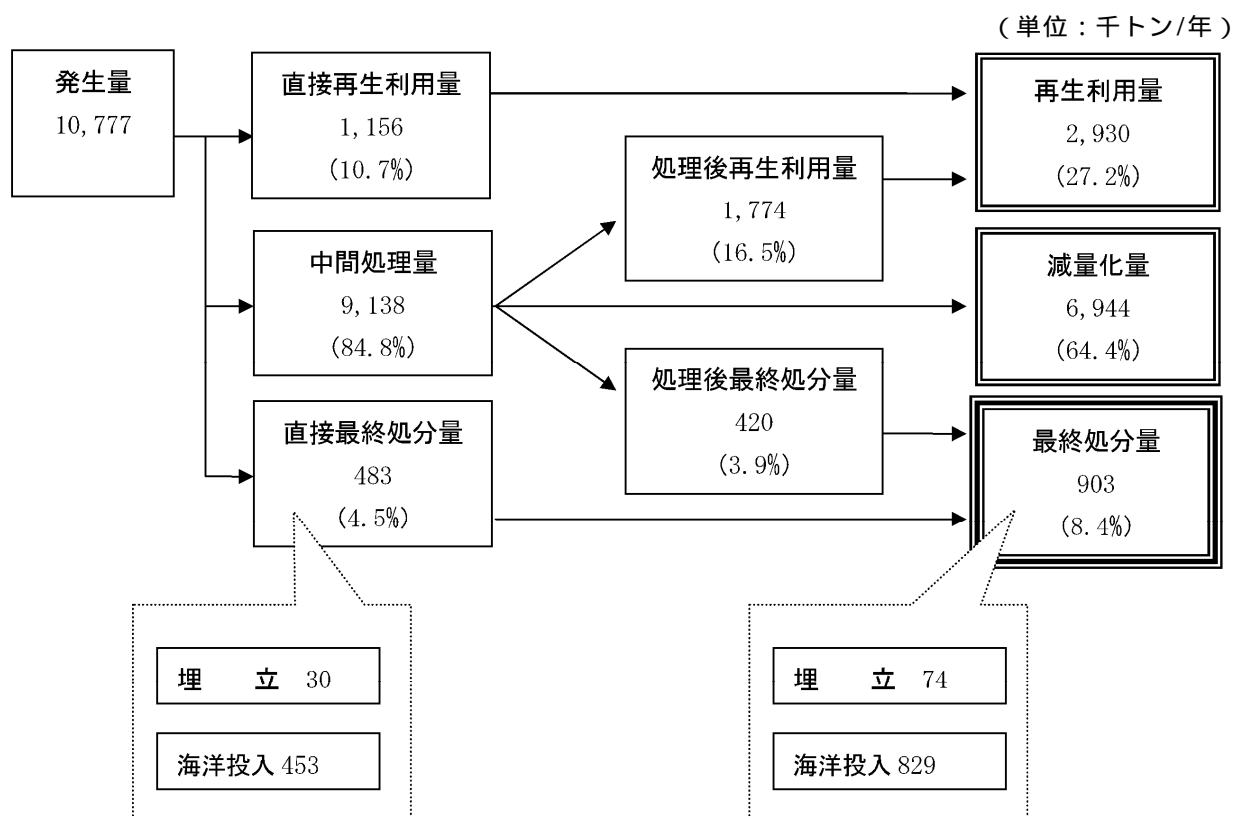
平成 20 年度については、発生量 10,777 千トン/年、減量化量 6,944 千トン/年(発生量に対する比率 64.4%、以下同じ。) 再生利用量 2,930 千トン/年(27.2%)、最終処分量 903 千トン/年(8.4%)となっています。

表 3.2-29 産業廃棄物の発生・処理状況

(単位：千トン/年)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
発生量	12,302	11,350	11,746	11,282	10,777
減量化量	7,758	7,339	7,460	7,179	6,944
再生利用量	3,073	3,076	3,336	3,255	2,930
最終処分量	1,471	935	950	848	903

出典：「平成 22 年度 事業概要」(平成 22 年 10 月 横浜市資源循環局)



- 1 再生利用量、減量化量・最終処分量は市外での処理分を含めて推計
- 2 フロー中の%は、発生量に対する割合

出典：「平成 22 年度 事業概要」(平成 22 年 10 月 横浜市資源循環局)

図 3.2-18 産業廃棄物の発生・処理状況の詳細(平成 20 年度)

### 廃棄物処理施設の状況

横浜市では、廃棄物処理施設として焼却工場を5施設（鶴見工場、保土ヶ谷工場、旭工場、金沢工場、都筑工場）運営しており、これらの施設では一般廃棄物の処理を行っています。このうち、保土ヶ谷工場は平成22年度から一時休止し、中継輸送施設として稼働しています。

また、市内には、産業廃棄物処理施設が民間の施設も合わせて215施設存在します（平成22年3月現在）。計画路線周辺の廃棄物処理施設の概要は、表3.2-30及び図3.2-19に示すとおりです。

なお、横浜市では、最終処分場を2施設（神明台処分地、南本牧廃棄物最終処分場）運営していましたが、神明台処分地は平成23年3月31日で埋立を終了しています。

表 3.2-30 計画路線周辺の産業廃棄物処理施設

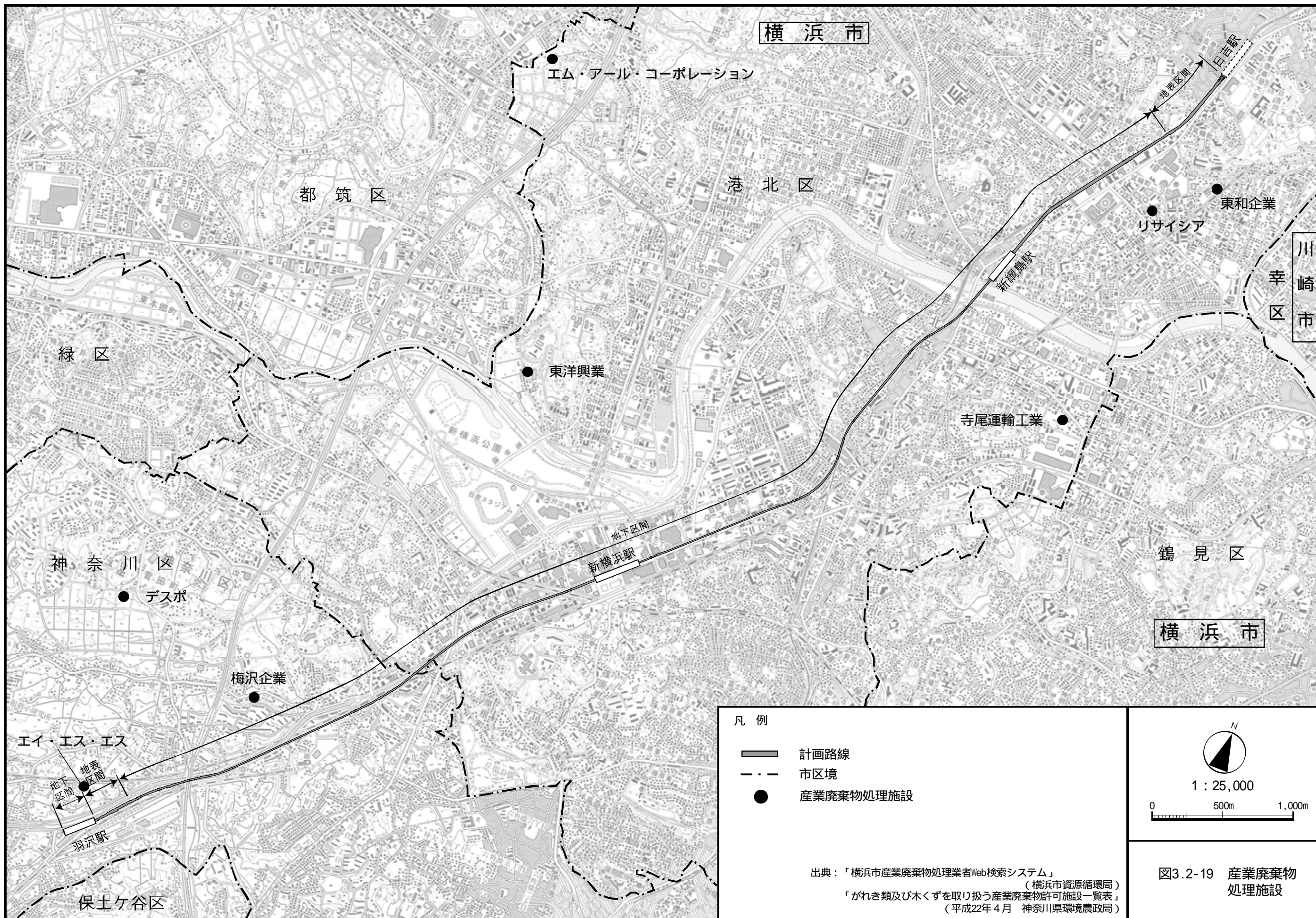
番号	施設名・事業者名	内容	備考
1	デスポ（民間）	積み替え保管	廃プラ類、がれき類他
2	梅沢企業（民間）	積み替え保管	廃プラ類、がれき類他
3	エイ・エス・エス（民間）	積み替え保管	廃プラ類、がれき類他
4	寺尾運輸工業（民間）	破碎	がれき類
5	リサイシア（民間）	積み替え保管、破碎、圧縮	木くず、がれき類他
6	東洋興業（民間）	積み替え保管、圧縮	廃プラ類、金属
7	エム・アル・コーポレーション（民間）	圧縮	廃プラ類、金属他
8	東和企業（民間）	積み替え保管	廃プラ類、がれき類他

出典：「横浜市産業廃棄物処理業者 Web 検索システム」（横浜市資源循環局）

「がれき類及び木くずを取り扱う産業廃棄物許可施設一覧表」

（平成22年4月 神奈川県環境農政局）







#### 廃棄物等に係る関係法令等の状況

建設副産物に係る関係法令等については、「循環型社会形成推進基本法」(平成 12 年 6 月 2 日法律第 110 号)により、基本的な枠組みが決められています。

この建設副産物のうち、原材料として再利用、再生利用が不可能なものは、廃棄物として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年 12 月 25 日 法律第 137 号)に従い適正に処理を行うことが義務づけられています。

建設副産物のうち、原材料として利用の可能性のあるもの(コンクリート塊、アスファルト塊等)及びそのまま原材料となるもの(建設発生土)は、再生資源として「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成 3 年 4 月 26 日 法律第 48 号)、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年 5 月 31 日 法律第 104 号)、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成 12 年 5 月 31 日 法律第 100 号)及び「建設副産物適正処理推進要綱」(平成 5 年 1 月 12 日 建設省)等に従い、再生資源のリサイクル等を行うことが規定されています。

横浜市は、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」(平成 4 年 9 月 25 日 条例第 44 号)を制定し、廃棄物の減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持に向けた市及び事業者、市民の責務を定めるとともに、「本市工事に伴い排出する建設発生土等の処分要領」(昭和 57 年 1 月 25 日 横浜市)により、横浜市が施工する工事に伴い排出する建設副産物の処分の基準を定めている他、「第 5 次 横浜市産業廃棄物処理指導計画」(平成 18 年 4 月 横浜市)により、多量排出事業者等に対し、廃棄物の発生抑制、減量化、再利用、再生利用及び適正処理に向けた管理計画の策定など自主的な取組みを促進するとともに、自主管理計画に沿った処理等の実施を指導しています。

また、横浜市では建設副産物以外についても、「横浜市一般廃棄物処理基本計画(横浜 G30 プラン)」(平成 15 年 1 月 横浜市環境事業局)を策定し、循環型社会の実現に向け「平成 22 年度における全市のごみ排出量を平成 13 年度に対して 30%削減する」という目標を定めています。

(3) 地すべり防止区域

計画路線周辺には、「地すべり等防止法」(昭和33年3月31日 法律第30号)に基づく「地すべり防止区域」は存在しません。

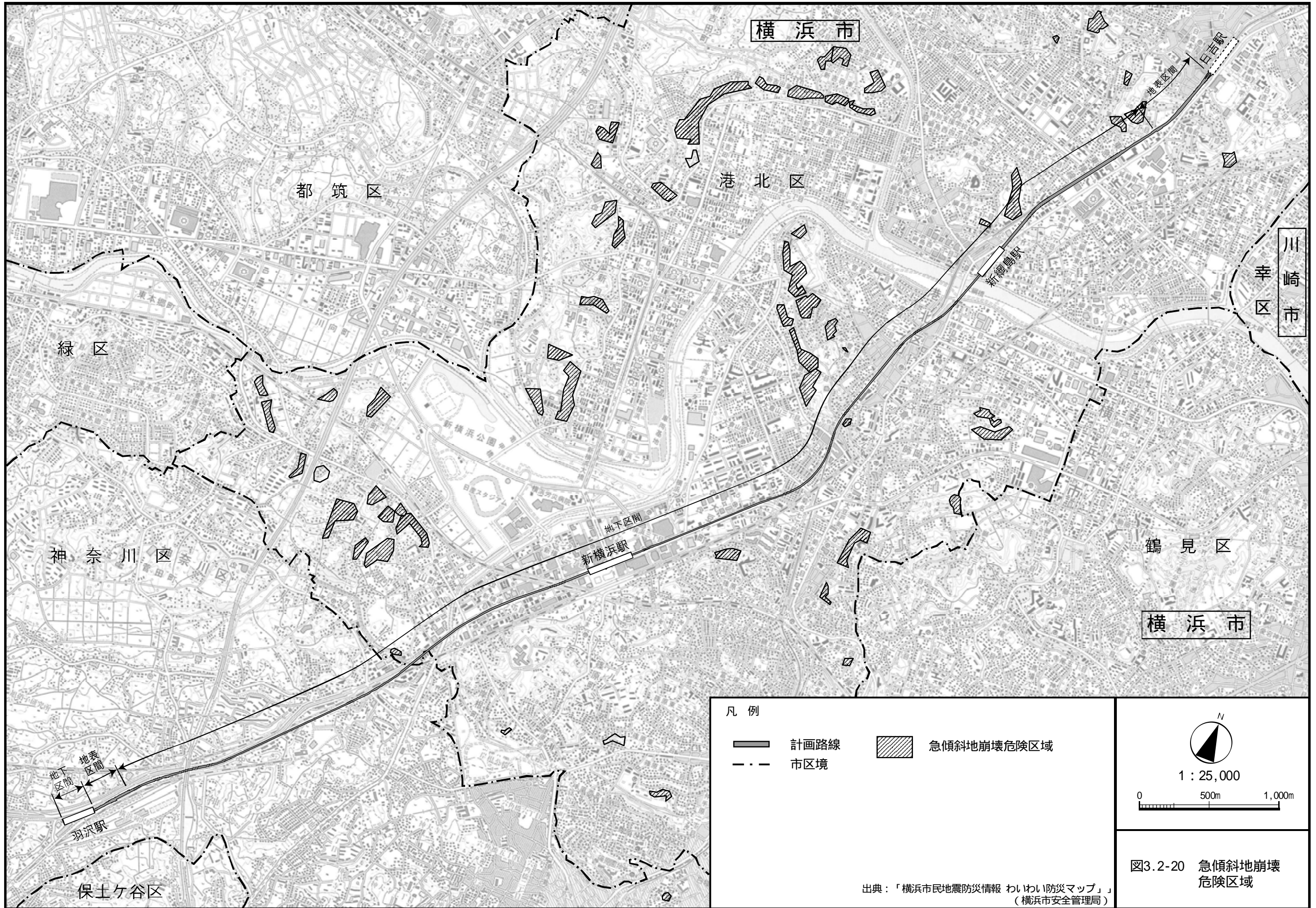
(4) 急傾斜地崩壊危険区域

計画路線周辺における「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年7月1日 法律第57号)に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」の状況は、図3.2-20に示すとおりです。

(5) 砂防指定地

計画路線周辺には、「砂防法」(明治30年3月30日 法律第29号)に基づく「砂防指定地」は存在しません。









(6) 上下水道の整備の状況

上水道の整備状況

横浜市の上水道の整備状況は、表 3.2-31 に示すとおりです。

また、横浜市の上水道の水源は、道志川系統、相模湖系統、馬入川系統、企業団相模川系統及び企業団酒匂川系統の 5 系統となっています。このうち計画路線周辺では、相模湖系統、馬入川系統及び企業団酒匂川系統の 3 系統から給水しています。

表 3.2-31 上水道整備状況（平成 21 年度）

給水人口	3,672,925人
普及率	100%
給水戸数	1,753,256戸
導送配給水管延長	9,229km
一日平均給水量	1,187,495m <sup>3</sup>

導送配給水管延長には、ずい道・水路等を含む。

出典：「平成 22 年度 横浜市水道事業概要」  
（平成 22 年 8 月 横浜市水道局）

下水道の整備状況

横浜市の下水道の整備状況は、表 3.2-32 に示すとおりです。下水道普及率は、神奈川区及び保土ヶ谷区は 99%、港北区は 98%となっています。

表 3.2-32 下水道整備状況

区 分		18年度末 (市内全域)	19年度末 (市内全域)	20年度末 (市内全域)	20年度末		
					神奈川区	保土ヶ谷区	港北区
A	市域面積 (ha)	43,498	43,498	43,498	2,359	2,181	3,137
B	総人口 (人)	3,609,078	3,635,033	3,659,010	228,873	205,478	324,369
C	処理区域面積 (ha)	30,781	30,852	30,885	1,649	1,726	2,635
D	処理区域人口 (人)	3,598,701	3,625,496	3,650,276	228,817	205,406	318,016
E	下水道普及率 (D / B)	99.7%	99.7%	99.8%	99%	99%	98%
F	面積普及率 (C / A)	70.8%	70.9%	71.0%	69.9%	79.1%	84.0%

出典資料では、人口を基準とした行政区別の下水道普及率 (E) について、少数点以下は公表していません。

出典：「第 88 回横浜市統計書」(平成 22 年 6 月 横浜市都市経営局)

### (7) 緑の状況

神奈川区、保土ヶ谷区及び港北区の平成 21 年度の緑被率の状況は、表 3.2-33 に示すとおりです。10m<sup>2</sup>以上の緑のまとまりについての緑被率は、神奈川区が 29.7%、保土ヶ谷区が 39.2%、港北区が 32.9%となっています。また、10m<sup>2</sup>以上の緑被分布は図 3.2-21 に示すとおりで、本事業で地表の改変を行う新綱島駅周辺に、比較的多くの緑が確認できます。

表 3.2-33 緑被率の状況（平成 21 年度）

区 分	区面積 (ha)	10m <sup>2</sup> 以上緑被地面積 (ha)			10m <sup>2</sup> 以上 緑被率 (%)	
		樹木	農地	草本		
横浜市	43,560	10,857	2,839	2,344	16,040	36.8
神奈川区	2,360	437	191	73	701	29.7
保土ヶ谷区	2,190	633	105	119	858	39.2
港北区	3,140	671	210	152	1,032	32.9

集計の対象は、10m<sup>2</sup>以上の緑（樹木・農地・草本）のまとまりとなります。

出典：「平成21年度「緑の総量」の調査結果について」

（平成 22 年 3 月 横浜市環境創造局）



出典：「平成21年度「緑の総量」の調査結果について」  
 （平成 22 年 3 月 横浜市環境創造局）

図 3.2-21 10m<sup>2</sup>以上緑被分布状況（横浜市第 9 次緑地環境診断調査（平成 21 年度））

緑被率の経年変化については表 3.2-34 に示すとおりで、300m<sup>2</sup>以上の緑のまとまりの緑被率について、平成 16 年度に比べ各区ともに約 1%減少しています。

表3.2-34 緑被率の変化

区 分	年度	区面積 (ha)	緑被地面積 (ha)				緑被率 (%)
			植林地	農地	草地		
横浜市	H21	43,560	7,569	2,815	2,588	12,972	29.8
	H16	43,547	7,799	2,937	2,753	13,489	31.0
	増減	13	-230	-122	-165	-517	-1.2
神奈川区	H21	2,360	256	190	88	534	22.6
	H16	2,363	271	198	87	555	23.5
	増減	-3	-15	-8	1	-21	-0.9
保土ヶ谷区	H21	2,190	432	104	144	680	31.1
	H16	2,185	449	111	145	705	32.2
	増減	5	-17	-7	-1	-25	-1.1
港北区	H21	3,140	447	208	176	831	26.5
	H16	3,143	473	225	177	875	27.8
	増減	-3	-26	-17	-1	-44	-1.3

1 集計の対象は、300m<sup>2</sup>以上の緑（樹林地・農地・草地）のまとまりとなります。

2 「草地」と「草本」について

10m<sup>2</sup>以上緑被地の調査における「草本」と、緑被地（300m<sup>2</sup>以上）の調査における「草地」は、調査方法の違いから、10m<sup>2</sup>以上緑被地の調査における「草本」の方が、緑被地の調査における「草地」に比べ面積が小さくなる場合があり、両数値を単純に比較することはできません。

出典：「平成21年度「緑の総量」の調査結果について」

（平成 22 年 3 月 横浜市環境創造局）